平成３０年度
全国厚生労働関係部局長会議
説明資料

平成31年1月18日（金）

厚生労働省医薬・生活衛生局

（生活衛生・食品安全）

目　次

１．改正食品衛生法の施行に向けた検討状況・・・・・・・・・・・・・・・１
２．改正水道法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
３．水道事業関係予算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
４．違法民泊対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
５．ビルクリーニング業における外国人材受入れ・・・・・・・・・・・３４
６．生活衛生関係営業における生産性向上推進事業・・・・・・・・・・・４０

１．改正食品衛生法の施行に向けた検討状況

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年６月13日公布）の概要

改正の趣旨

○　我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報等の把握や対応を的確に行うとともに、国際整合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

1．広域的な食中毒事案への対策強化

国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力を行うこととするとともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとする。

2．HACCP（ハサップ）＊に沿った衛生管理の制度化

原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。

＊　事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化が進められている。

3．特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。

4．国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う。

5．営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設

実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種（政令で定める34業種）以外の事業者の届出制の創設を行う。

6．食品リコール情報の報告制度の創設

営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。

7．その他（乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化、自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等）

施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、1．は1年、5．及び6．は3年）

改正食品衛生法施行スケジュール

平成30年11月現在

	2018年 7～12月	2019年 1～6月	2019年 7～12月	2020年 1～6月
①広域連携	関係機関との調整 → パブコメ（8月）／11～12月 ブロック説明会／省令・監視指導指針公布	→ 要領等決定／協議会開催 第1回／施行		
②HACCP	業界との調整 検討会開催	→ WTO通報 → パブコメ → 政省令公布	---> 引き続き技術検討会で手引書作成 自治体条例改正	施行 ※2021年まで現行基準適用
③営業許可	検討会開催	→ WTO通報 → パブコメ → 政省令公布	---> 自治体条例改正 システム開発	※2021年施行
④リコール	業界、自治体との調整	→ WTO通報 → パブコメ → 政省令公布	---> 自治体条例改正 システム開発	※2021年施行
⑤輸出入	原案作成	→ WTO通報 → パブコメ → 政省令公布		施行 ※2021年まで現行基準適用
⑥指定成分	業界との調整 厚労科研等	→ 食安委・薬食審 →	→ WTO通報 パブコメ → 省令・告示公布	施行
⑦容器包装	業界との調整 検討会開催	→ WTO通報 → パブコメ → 政省令公布 → 薬食審・食安委	→ WTO通報 パブコメ → 省令・告示公布	施行

広域的な食中毒事案への対策強化

【政省令等の施行スケジュール案】

	2018年 11月	2018年 12月	2019年 1月	2019年2月	2019年 3月		2019年 4月
施行日政令 ・食品衛生法施行規則の改正（省令）	【11月26日】 同時公布					4月1日施行	第１回広域連携協議会開催（運営要領を協議会毎に策定し、4月（連休前）に開催予定）
食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の改正（告示）	パブコメ開始 →	【12月下旬～１月上旬】 公布					
広域連携協議会設置に係る要綱等	関係機関との調整 →	設置要綱及び協議会の運営に関する必要事項（例）の策定 →		（地方厚生局） 運営に関する必要事項を含んだ運営要領の検討、第１回開催に向けた準備等			
食中毒処理要領、食中毒調査マニュアル、統計作成要領等の改正	関係機関との調整 →		パブコメ		【3月中旬】 食中毒部会開催 【3月下旬】 各種要領、マニュアル公布		

【施行日政令】（※済）

改正食品衛生法の附則第１条第２号に掲げる規定（広域的な食中毒事案への対策強化部分）の施行期日を、平成31年４月１日と定めたもの。

【食品衛生法施行規則の改正（省令）】（※済）

広域連携協議会は、地方厚生局の管轄区域ごとに、当該地方厚生局並びに当該地方厚生局の管轄区域内の都道府県、保健所を設置する市及び特別区をその構成員として設けることとしたもの。（規則第21条を新設）

【食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（注）の改正（告示）】（※12/28パブコメ終了、1月中に告示予定）

国及び都道府県等の連携を法律の連携協力規定に基づいたものとし、さらに、広域的な食中毒事案発生時の連携に関する項目を新設する等の改正を行う。

（注） 監視指導の実施に関する基本的な方向及び監視指導計画の策定に当たり必要な基本的事項を示し、もって、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進するもの。これに基づき、厚生労働大臣が輸入食品監視指導計画、都道府県知事等が都道府県等食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、これらに従って監視指導を実施する。

【広域連携協議会設置に係る要綱等】（※素案について自治体に意見照会中）

・設置要綱：改正法の規定に基づき、厚生労働大臣が広域連携協議を設けるに当たり、協議事項、構成員等の必要な規定を定めるもの。
・運営に関する必要事項：厚生労働省から示すこととしている必要事項例をもとに、協議会毎に運営要領を検討後、第１回協議会時に策定するもの。

HACCPに沿った衛生管理の制度化

【制度の概要】

全ての食品等事業者（食品の製造・加工、調理、販売等）が衛生管理計画を作成

対ＥＵ・対米国等輸出対応（HACCP＋α）

HACCPに基づく衛生管理（ソフトの基準）に加え、輸入国が求める施設基準や追加的な要件（微生物検査や残留動物薬モニタリングの実施等）に合致する必要がある。

食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（ HACCPに基づく衛生管理）

コーデックスのHACCP7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う。

【対象事業者】

- ◆ 事業者の規模等を考慮
- ◆ **と畜場［と畜場設置者、と畜場管理者、と畜業者］**
- ◆ **食鳥処理場［食鳥処理業者（認定小規模食鳥処理業者を除く。）］**

取り扱う食品の特性等に応じた取組（HACCPの考え方を取り入れた衛生管理）

各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う。

【対象事業者】

- ◆ 小規模事業者（＊一の事業所において、食品の製造及び加工に従事する者の総数が**50人未満**の者）
- ◆ 当該店舗での小売販売のみを目的とした製造・加工・調理事業者（例：菓子の製造販売、食肉の販売、魚介類の販売、豆腐の製造販売　等）
- ◆ 提供する食品の種類が多く、変更頻度が頻繁な業種（例：飲食店、給食施設、そうざいの製造、弁当の製造　等）
- ◆ 一般衛生管理の対応で管理が可能な業種（例：包装食品の販売、食品の保管、食品の運搬等）

※　取り扱う食品の特性等に応じた取組（HACCPの考え方を取り入れた衛生管理）の対象であっても、希望する事業者は、段階的に、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（HACCPに基づく衛生管理）、さらに対EU・対米国輸出等に向けた衛生管理へとステップアップしていくことが可能。

※　今回の制度化において認証の取得は不要。

【参考】食品等事業者団体が作成した業種別手引書で想定される小規模事業者（平成30年12月27日現在）

従業員数での規定	業種数
数名～数十名	９業種
10人まで	２業種
50人未満	１業種
50人以下	４業種

従業員数での規定	業種数
100人以下	２業種
小規模	５業種
規定無し	４業種

※１　厚生労働省ホームページで公表している手引書※２及び食品衛生管理に関する技術検討会において検討中の手引書※２よりとりまとめ

※２　HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書

食品等事業者団体が作成した業種別手引書（平成30年12月27日現在）

下線は、「HACCPに基づく衛生管理」の手引書

既に厚生労働省ホームページで公表しているもの　16業種

- 小規模な一般飲食店 （（公社）日本食品衛生協会）
- 生麺類の製造（全国製麺協同組合連合会）
- 納豆の製造（全国納豆協同組合連合会）
- 豆腐の製造（日本豆腐協会）
- 魚肉練り製品の製造（全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会）
- 冷蔵倉庫の管理（ （一社）日本冷蔵倉庫協会）※
- 食品添加物製造（（一社）日本食品添加物協会）
- 乾麺の製造（全国乾麺協同組合連合会）
- 漬物の製造（全日本漬物協同組合連合会）
- 米粉の製造（全国穀類工業協同組合）
- 清涼飲料水の製造（（一社）全国清涼飲料連合会）
- 冷凍食品製造（（一社）日本冷凍食品協会）
- 醤油製造 （日本醤油協会／全国醤油工業協同組合連合会／一般財団法人日本醤油技術センター）
- パン製造 （（一社）日本パン技術研究所/全日本パン協同組合連合会/（一社）日本パン工業会）
- スーパーマーケットにおける調理・加工・販売（（一社）全国スーパーマーケット協会）
- 低温殺菌される容器詰加熱殺菌食品 （（公社）日本缶詰びん詰レトルト食品協会）

食品衛生管理に関する技術検討会において検討中のもの　13業種

- 蒟蒻原料製造 （全国蒟蒻原料協同組合） ※
- いわゆる健康食品の製造（（公財）日本健康･栄養食品協会）
- とう精及び米穀の販売（日本米穀小売商業組合連合会）※
- 煮豆の製造（全国調理食品工業協同組合）※
- 水産物卸売業（（公財）食品等流通合理化促進機構）※
- 氷雪（食用氷）の製造（日本冷凍事業協会）※
- 即席めんの製造（（一社）日本即席食品工業協会）※
- ほしいもの製造（ひたちなか･東海･那珂ほしいも協議会）※
- 精麦及び大麦粉の製造（全国精麦工業協同組合連合会）※
- 寒天製造（長野県寒天水産加工業協同組合/岐阜県寒天水産工業組合）※
- 食酢製造（全国食酢協会中央会）※
- 菓子の製造 （全日本菓子協会/全国菓子工業組合連合会/全国和菓子協会/(一社)日本洋菓子協会連合会 /協同組合 全日本洋菓子工業会） ※
- 食肉製品製造（（一社）日本食肉加工協会/日本ハム･ソーセージ工業協同組合）※

HACCP手引書作成に取り組んでいるもの

- と畜場
- 大規模食鶏処理場
- 水産加工品（缶詰を除く）製造 ※
- 小規模食鳥処理場※
- 乳・乳製品の製造※
- 旅館・ホテルにおける食品の調理
- 認定小規模食鳥処理場
- GPセンター及び液卵製造
- 魚介類販売業
- そうざい製造
- エキス・調味料製造
- ミネラルウォーター製造
- 酒類製造
- ウスターソース類製造
- 醤油加工品（つゆ・たれ）製造
- 食肉販売
- 野菜・果実小売　　等

※　平成30年の農林水産省補助事業（農山漁村６次産業化対策事業のうち食品の品質管理体制強化対策事業）を利用してHACCP手引書作成に取り組んでいるもの

特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

○　特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害事案における課題＊を踏まえ、食品の安全性の確保を図るため、事業者からの健康被害情報の届出の制度化等を行う。

＊　ホルモン様作用をもつ成分等が含まれている食品について、製造管理が適切でなく含有量が均一でないこと、科学的根拠に基づかない摂取目安量が設定されていること等により健康影響が生じたケースがある。（プエラリア・ミリフィカを含む食品により、平成29年7月までの過去5年間で、223事例の健康被害が報告。）

食品による健康被害情報の収集が制度化されていないため、必要な情報収集が困難であり、健康被害の発生・拡大を防止するための食品衛生法を適用するための根拠が不足。

≪対象≫特別の注意を必要とするものとして厚生労働大臣が指定する成分等を含有する食品

健康被害情報や文献等による生理活性情報を科学的な観点で整理し、薬事・食品衛生審議会や食品安全委員会における専門家の意見を聴き、パブリックコメント等を行った上で、特別の注意を必要とする成分等の指定を行う。
（検討対象となる成分等の例：アルカロイドやホルモン様作用成分のうち、一定以上の量の摂取により健康被害が生じるおそれのある成分等）

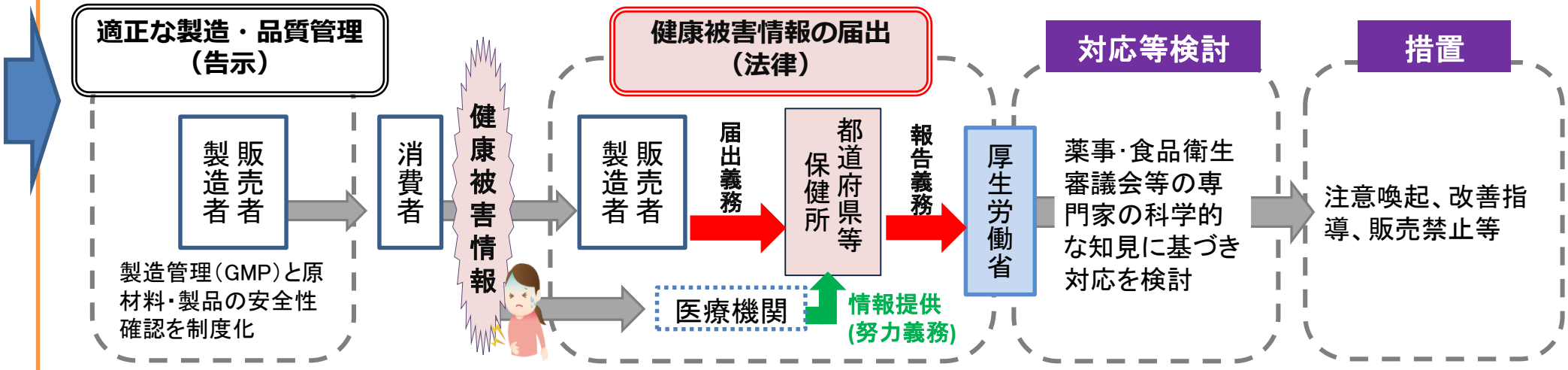

※　いわゆる「健康食品」による健康被害情報については、引き続き、通知に基づき、任意の情報収集を行う。

食品衛生法等の改正に係る主な下位法令の整備について

特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。

○ 営業者による情報の届出の手続（食品衛生法施行規則）

営業者が自治体に報告するべき健康被害情報の具体的事項を定める。

（改正後法第8条第1項関連）

○ 特別の注意を必要とする成分等の指定（告示）

厚生労働大臣が指定する成分等を定める。 （改正後法第8条第1項関連）

○ 指定成分等を含む食品の適正製造基準（告示）

厚生労働大臣が定める販売の用に供する食品の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法の基準について、指定成分等含有食品に関する基準を新たに追加する。

（改正後法第13条第１項関連）

※ 現在、厚生労働科学研究等において検討中

国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

○　食品用器具・容器包装の安全性や規制の国際整合性の確保のため、規格が定まっていない原材料を使用した器具・容器包装の販売等の禁止等を行い、安全が担保されたもののみ使用できることとする。

現行

○　原則使用を認めた上で、使用を制限する物質を定める。海外で使用が禁止されている物質であっても、規格基準を定めない限り、直ちに規制はできない。

改正後（ポジティブリスト制度）

○　原則使用を禁止した上で、使用を認める物質を定め、安全が担保されたもののみ使用できる。　※合成樹脂が対象

（参考）全体像

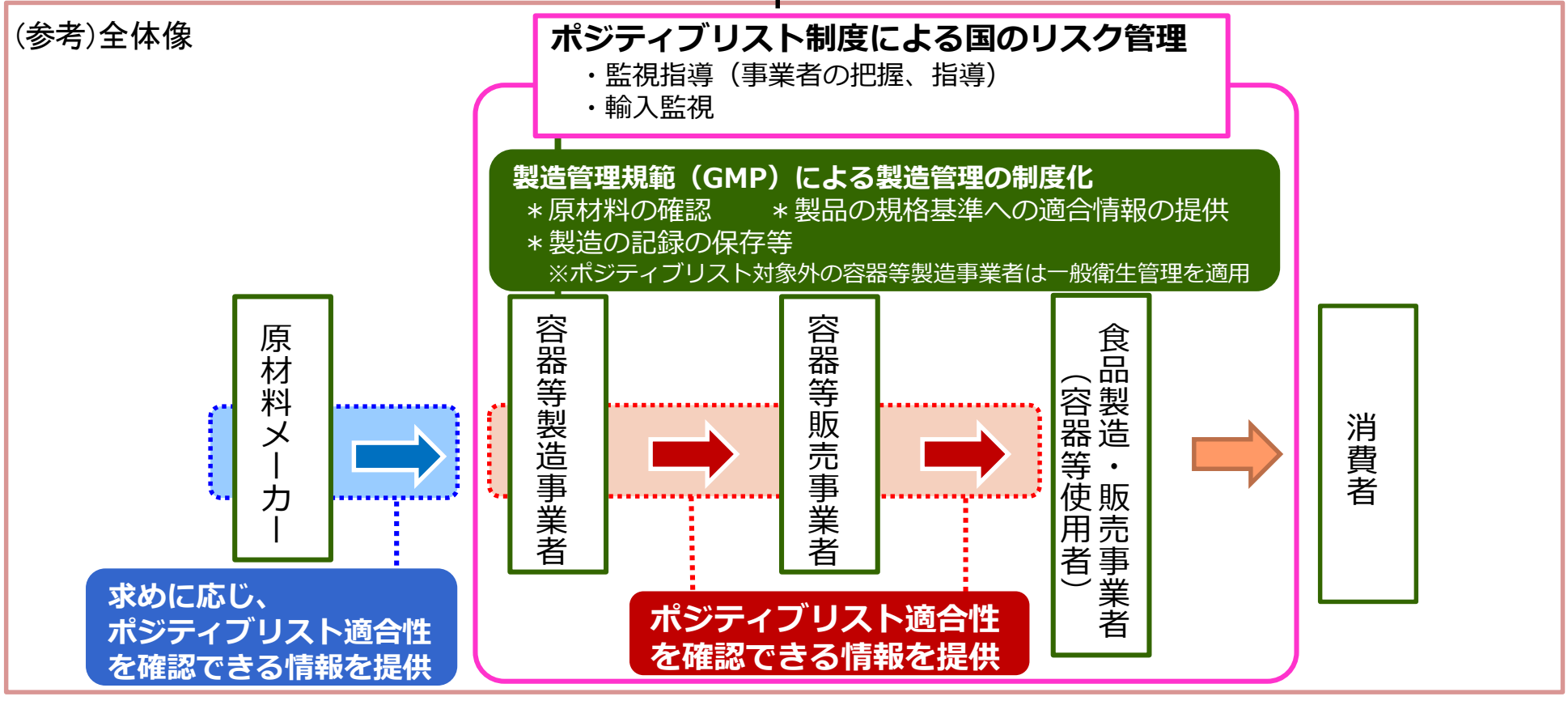

営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設

営業（者）（法第4条第7項及び第8項）
営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は含まない。営業者とは、営業を営む人又は法人。

現行

営業者

要許可業種

◆ 34の製造業、販売業、飲食業等

＜問題点＞
昭和47年以降、見直しがなされておらず、実態に合っていない。

要許可業種以外

＜問題点＞
一部自治体は条例で届出制度があるものの、それ以外の自治体で把握する仕組みがない。

食中毒のリスク等により、関係者の意見を聞いて整理

改正後

営業者

要許可業種

◆ 製造業、調理業、加工を伴う販売業等

営業者は届出対象

要届出業種

◆ 温度管理等が必要な包装食品の販売業、保管業等

届出対象外

◆ 常温で保存可能な包装食品のみの販売等

高

公衆衛生への影響

低

（参考）現行の34許可業種（政令）

① 飲食店営業
② 喫茶店営業
③ 菓子製造業
④ あん類製造業
⑤ アイスクリーム類製造業
⑥ 乳処理業
⑦ 特別牛乳搾取処理業
⑧ 乳製品製造業
⑨ 集乳業
⑩ 乳類販売業
⑪ 食肉処理業
⑫ 食肉販売業
⑬ 食肉製品製造業
⑭ 魚介類販売業
⑮ 魚介類せり売営業
⑯ 魚肉ねり製品製造業
⑰ 食品の冷凍又は冷蔵業
⑱ 食品の放射線照射業
⑲ 清涼飲料水製造業
⑳ 乳酸菌飲料製造業
㉑ 氷雪製造業
㉒ 氷雪販売業
㉓ 食用油脂製造業
㉔ マーガリンショートニング製造業
㉕ みそ製造業
㉖ 醤油製造業
㉗ ソース類製造業
㉘ 酒類製造業
㉙ 豆腐製造業
㉚ 納豆製造業
㉛ めん類製造業
㉜ そうざい製造業
㉝ 缶詰又は瓶詰食品製造業
㉞ 添加物製造業

検討の基本的な考え方①

1　営業許可を要する業種の範囲（現行の34許可業種の見直しを含む。）

●業種ごとのリスクを考慮

- 食中毒リスクに応じたものにする等の一定の判断基準を設け、対象事業者の見直しを行う。

【判断基準（例）】

①食中毒等のリスクが高いもの
②規格基準等が定められているもの
③過去の食品事故や食中毒の発生状況等を踏まえて衛生上の配慮を特に要するもの

●食品産業の現状を踏まえる

- 現行制度では、許可分類が細分化されており、取り扱う食品の種類により、１施設で複数の営業許可申請を求めているため、実態に応じた見直しを行う。

【判断基準（例）】

①製造業、販売業の現状に応じた業種区分の新設・統合
②原材料、製造方法、施設基準が類似の製造業の統合

- 飲食店営業の許可で大規模、一定期間流通するそうざいなどの製造が可能であり、見直しが必要ではないか。

【判断基準（例）】

①飲食店内又は持ち帰り後速やかに消費されるそうざい、弁当など→調理業
②大規模施設で一定期間流通する食品→製造業

検討の基本的な考え方②

２　営業届出を要する業種の範囲

- 営業許可業種以外の製造、販売等を行う業種が基本
- 公衆衛生に与える影響が少なく、届出不要な営業（衛生管理計画の作成を義務としない）
- 一次産品の加工・販売の取扱い

３　営業許可を要する業種ごとの施設基準

- 主要自治体の条例等、ガイドラインを参考に製造、販売、保管等のカテゴリーごとに共通事項、食品や業態ごとに個別事項を整理。

　注　個別事項が共通する業種は大ぐくりとすることができるか、１において検討

４　その他

- 行商（移動販売）、露店・仮設・臨時営業の取扱い
- 申請手続の効率化

食品等のリコール情報の報告制度の創設

○　事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、事業者がリコールを行う場合に行政への届出を義務付ける。

【報告対象】

（１）**食品衛生法に違反する食品等**

（２）**食品衛生法違反のおそれがある食品等※**

○食品衛生法違反として自主回収を行う際に、同時に自主回収する食品等
○消費者等から、当該製品と因果関係が疑われるとして有症苦情が報告され、自主回収を行う食品等
を想定。

【適用除外】

食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときを除く。

「消費期限、賞味期限を過ぎた食品等」を想定。

営業者

流通食品の**食品衛生法違反又はそのおそれ**を探知し、リコールに着手

↓

都道府県等

報告 ↓

厚生労働省

公表 ↓

国　民

リコール情報を届出（システムに入力）

自主回収情報（例）	
名称	○○○
賞味期限	○年○月○日
製造者	（株）厚生労働
自主回収の理由	腸管出血性大腸菌O157の検出
健康への影響	下痢、嘔吐等の他、過去に重症化し死亡事例がある
画像	―
……	……

（監視指導への活用）
・データ分析
・改善指導
・他の商品への拡大の有無
等の確認

（消費者への情報提供）
・速やかな情報確認
・該当品の喫食防止
・回収協力

食品等のリコール情報の報告制度のクラス分類（案）

【食品等リコール報告制度の対象範囲】
①食品衛生法に違反する食品等
②食品衛生法違反のおそれがある食品等

【リコール食品等のクラス分類】
食品衛生法第6条違反及び第10、11、16、18条違反を基本に分類

重篤な健康被害発生の可能性等を考慮し、ClassIへの分類を判断。

基本的にClassⅡに分類

重篤な健康被害発生の可能性等を考慮し、ClassⅢへの分類を判断。

CLASS Ⅰ

○喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い食品
（主に食品衛生法第6条に違反する食品等）

（例）
- 腸管出血性大腸菌に汚染された生食用野菜、ナチュラルチーズなど加熱せずに喫食する食品
- ボツリヌス毒素に汚染された容器包装詰食品
- アフラトキシン等発がん性物質に汚染された食品
- シール不良等により、腐敗、変敗した食品
- 有毒魚（魚種不明フグ、シガテラ魚等）
- 硬質異物が混入した食品（ガラス片、プラスチック等）

CLASS Ⅱ

○喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い食品等

（例）
- 一般細菌数や大腸菌群などの成分規格不適合の食品

CLASS Ⅲ

○喫食により健康被害の可能性が、ほとんど無い食品等

（例）
- 添加物の使用基準違反食品
- 急性参照用量を超えない農薬が残留した野菜や果物

輸入食品の安全性確保

○ 輸出国において検査や管理が適切に行われた旨を確認し、輸入食品の安全性を確保するため、HACCPに基づく衛生管理や乳製品・水産食品の衛生証明書の添付を輸入要件化する。

改正前

HACCPに基づく衛生管理の確認

※現在は、HACCPに基づく衛生管理の確認は行っていない。

衛生証明書の添付義務①（健康な獣畜由来であることの確認）

対象食品：肉、臓器、食肉製品

衛生証明書の添付義務②（生産地における衛生管理状況等の確認）

対象食品：フグ、生食用カキ　※現在は通知

一部の食品にHACCPに基づく衛生管理を輸入要件とする

対象食品に乳、乳製品を追加

衛生証明書の添付義務を法定化

改正後

HACCPに基づく衛生管理の確認

対象食品：日本国内でHACCPに基づく衛生管理が求められるもの（食肉、食鳥肉等を想定）　※省令で規定

衛生証明書の添付義務①（健康な獣畜由来であることの確認）

対象食品：肉、臓器、食肉製品、乳、乳製品＊
※法律（法第10条第2項）で規定

＊食中毒リスクを有する微生物が含まれるものがあるため、特に適切なリスク管理が求められる。

衛生証明書の添付義務②（生産地における衛生管理状況等の確認）

対象食品：フグ、生食用カキ＊を想定　※省令で規定

＊生産される海域の管理状況等によって、食品衛生上のリスクが高まるおそれがあるため、特に適切なリスク管理が求められる。

施行スケジュール

HACCPに基づく衛生管理の確認・・・2021年（2020年施行＋猶予期間1年）

衛生証明書の添付義務①及び②・・・2020年

→これらの新たな対応については、省令等の案のWTO通報、パブリックコメントの募集を経て、2019年の6月までに、省令等の公布を行う予定であり、進捗について随時説明していく予定。

(参考)

食品衛生申請等システムについて

概要

食品等事業者による営業許可等の申請手続の効率化、食品リコール情報の一元管理等の観点から、電子申請等の共通基盤のシステムを整備し、もって飲食に起因する事故の発生を防止し、あわせて食品等事業者の行政手続コスト等の軽減を図る。

○ 平成30,31年度国庫債務負担行為　食品衛生申請等システム開発経費　3.4億円計上

〔食品衛生申請等システム〕 ①～④の機能で構成

① 共通機能
次に記載する②～④に共通する情報（食品等事業者の情報など）を管理する機能

② 食品リコール情報管理業務機能
リコールに伴う回収事案が発生した際に、食品等事業者が回収事案をオンラインで都道府県等へ報告すると共に、国民に情報提供する機能

③営業許可・届出業務機能
営業許可申請及び営業届出（変更・更新（許可のみ）・廃業含む）をオンラインで処理する機能

④ 対米・対カナダ輸出牛肉衛生証明書発行業務機能
対米・対カナダに食肉を輸出する際に必要となる衛生証明書の発行管理を行う機能

システムイメージ

(参考)

食品衛生申請等システムについて

スケジュール

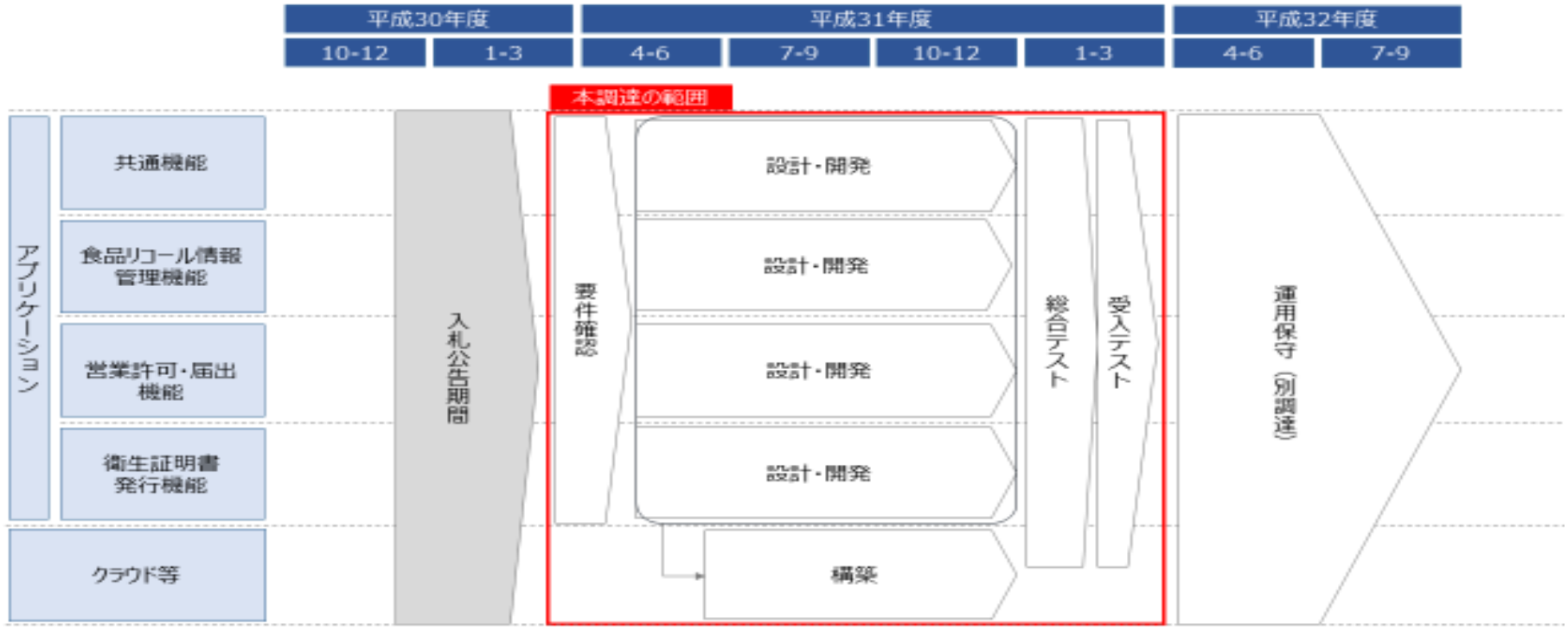

○ 2018年4～5月　仕様書案作成
○ 2018年8～9月　仕様書案の意見招請（一般公表）
○ 2018年9月～2019年3月　意見招請後の調整、調達手続き開始
○ 2019年3月～2020年3月　システム開発
○ 2020年4月～　システムの運用開始（※）

※施行後、運用がスムーズに進むよう、

- 営業許可・届出機能を活用し、随時登録を開始。
- 食品等事業者へのID・PW発行を開始。
- また、国民の健康保護の観点から、食品リコール情報管理機能を活用し、現行で自治体が行っている登録・公表事案について本システムを任意で活用。

２．改正水道法について

水道を取り巻く状況

現状と課題

我が国の水道は、97.9%の普及率 を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から**既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代**に変化。しかし、以下の課題に直面している。

①老朽化の進行

- 高度経済成長期に整備された施設が老朽化。年間2万件を超える漏水・破損事故が発生。
- 耐用年数を超えた水道管路の割合が年々上昇中（H28年度14.8%）。
- すべての管路を更新するには130年以上かかる想定。

②耐震化の遅れ

- 水道管路の耐震適合率は4割に満たず、耐震化が進んでいない（年1%の上昇率）。
- 大規模災害時には断水が長期化するリスク。

③多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱

- 水道事業は主に市町村単位で経営されており、多くの事業が小規模で経営基盤が脆弱。
- 小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理や危機管理対応に支障。
- 人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できないおそれ。

④計画的な更新のための備えが不足

- 約3分の1の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている（原価割れ）。
- 計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い。

→ これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、**水道の基盤強化**を図ることが必要。

併せて、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題。

水道法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1．関係者の責務の明確化

①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2．広域連携の推進

①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3．適切な資産管理の推進

①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4．官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5．指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、3．②は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。）

1. 水道事業の基盤強化及び広域連携の推進
（第1条、第2条の2、第5条の2、第5条の3、第5条の4）

現状・課題

○　水道の普及率は97.9%（平成28年度末）となっており、引き続き未普及地域への水道の整備は必要であるものの、水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化。

○　高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化や耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱であること、団塊世代の退職等による水道に携わる職員数の大幅な減少が課題となっている。

○　また、1355の上水道事業の内、給水人口5万人未満の小規模な事業者が921と多数存在（平成28年度）しており、経営面でのスケールメリットを創出することができる広域連携が必要となっていることから、広域連携のより一層の推進を図るため、都道府県に、その推進役として一定の役割が期待されている。

改正法

○　法律の目的における「水道の計画的な整備」を「水道の基盤の強化」に変更する。（第1条）

○　国、都道府県、市町村、水道事業者等に対し、「水道の基盤の強化」に関する責務を規定する。

特に、都道府県には水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務を規定する。（第2条の2）

○　国は、水道の基盤を強化するため、基本方針を定めることとする。（第5条の2）

○　都道府県は水道の基盤を強化するため必要があると認めるときは、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。（第5条の3）

○　都道府県は、水道事業者等の間の広域的な連携の推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員として、広域的連携等推進協議会を設置できることとする。（第5条の4）

2. 適切な資産管理の推進（第22条の2、第22条の3、第22条の4）

現状・課題

○ 老朽化等に起因する事故の防止や安全な水の安定供給のため、水道施設の健全度を把握する点検を含む維持・修繕を行うことが必要。

○ また、水道法においてはこうした施設の維持修繕の基礎となる台帳整備の規定がなく、災害時において水道施設データの整備が不十分であったため、迅速な復旧作業に支障を生じる例も見受けられた。

○ 加えて、高度経済成長期に整備された水道施設の更新時期が到来しており、長期的視野に立った計画的な施設の更新（耐震化を含む。）が必要。

○ また、人口減少に伴う料金収入の減少により、水道事業の経営状況は今後も厳しい見込みだが、十分な更新費用を見込んでいない水道事業者が多く、このままでは水需要の減少と老朽化が進行することによって、将来急激な水道料金の引上げを招くおそれ。

改正法

○ 水道事業者等に、点検を含む施設の維持・修繕を行うことを義務付けることとする。（第22条の2）

○ 水道事業者等に台帳の整備を行うことを義務付けることとする。（第22条の3）

○ 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととし、そのために、水道施設の更新に要する費用を含む収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないこととする。（第22条の4）

3. 官民連携の推進（第24条の4～第24条の13）

現状・課題

○ 水道事業は、原則として市町村が経営するものとされている。（第6条）

○ 一方で、水道の基盤の強化の一つの手法として、PFIや業務委託等、様々な形の官民連携に一層取り組みやすい環境を整えることも必要。

○ 現行制度においても、PFI法に基づき、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定することは可能。

○ ただし、施設の運営権を民間事業者に設定するためには、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けることが必要。

○ 地方公共団体から、不測のリスク発生時には地方公共団体が責任を負えるよう、水道事業の認可を残したまま、運営権の設定を可能として欲しいとの要望。

改正法

○ 最低限の生活を保障するための水道の経営について、市町村が経営するという原則は変わらない。

○ 一方で、水道の基盤の強化のために官民連携を行うことは有効であり、多様な官民連携の選択肢をさらに広げるという観点から、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる方式を創設。（第24条の4）

○ 具体的には、地方公共団体はPFI法に基づく議会承認等の手続を経るとともに、水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、民間事業者に施設の運営権を設定。

※ 運営権が設定された民間事業者（運営権者）による事業の実施について、PFI法に基づき、
- 運営権者は、設定された運営権の範囲で水道施設を運営。利用料金も自ら収受。
- 地方公共団体は、運営権者が設定する水道施設の利用料金の範囲等を事前に条例で定める。
- 地方公共団体は、運営権者の監視・監督を行う。

4. 指定給水装置工事事業者制度の改善（第25条の3の2）

現状・課題

○ 従来は、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に全国一律の指定基準による現行制度を創設。

○ 広く門戸が開かれたことにより、事業者数が大幅に増加。

H9：2万5千者 → H28：23万2千者、約9倍

○ 現行制度は、新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生。

・所在不明な指定給水装置工事事業者：少なくとも約5千5百者

・違反工事件数：1,644件（H28）

・苦情件数：3,885件（H28）

※指定給水装置工事事業者制度：
各水道事業者は給水装置（蛇口、トイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定することができ、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

改正法

○ 工事を適正に行うための資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定の更新制（5年）を導入する。

※ 従来の指定の要件を変更するものではない。

（参考）指定の基準

・ 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置くこと

・ 切断用器具等の機械器具を有する者であること 等

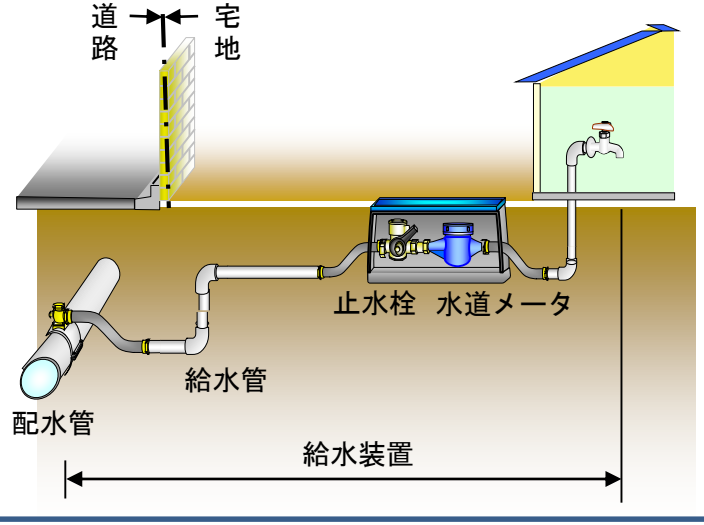

コンセッション方式の導入に伴う懸念への対応について

○ 安全な水を将来にわたり供給し続けるためには、水道事業の基盤強化が喫緊の課題

○ 官民連携は基盤強化の一つの有効な手段であり、コンセッション方式の導入は官民連携の一形態として市町村の選択肢を増やすもの（**実際に導入するかどうかは、市町村の判断**）

○ 現在の水道法の下でもコンセッション方式の導入は可能だが、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けることが必要となる。そのため、市町村の関与を強化し、市町村の最終責任の下で、サービスを維持・運営することが可能となるよう、水道法を改正。

１．議会の関与の下、市町村が判断　ＰＦＩ法

※今回のPFI法改正でも変更なし

- コンセッション方式を採用するかどうかやその内容については、PFI法に基づき市町村が**条例で定める**とともに、運営権の設定に当たり、**議会の議決**が必要。
- コンセッション事業者の利用料金については、市町村が、PFI法に基づき**料金の範囲**等を事前に**条例で定める**ため、無制限に値上がりすることはない。

２．認可権者（厚労大臣等）・市町村の関与　水道法改正　ＰＦＩ法

- コンセッション事業者に対する運営権の設定にあたり、**厚労大臣等の許可**を受けなければならない。
- コンセッション事業者に対し、コンセッション契約後も市町村が**適切なモニタリング**を行うとともに、**厚労大臣等も監視・監督**を行うことで、常に適切な事業運営を確保。

３．水道事業の最終責任者はあくまで市町村　水道法改正

- 水道事業の認可はあくまで市町村が受けることとし、水道事業の**最終責任は市町村が担う**ことを堅持。
- 災害時など非常時の役割分担についても、厚労大臣等が確認した上で許可。

３．水道事業関係予算について

平成31年度水道施設整備関係予算（案）

（単位：百万円）

区分	平成30年度予算額 A	平成31年度予算（案） B	対前年度増△減額 B−A	対前年度比率（%） B/A
水道施設整備費	[74,188] 44,190	(101,388) 74,388	30,198	168.3%
水道施設整備費補助	[22,681] 17,483	(28,749) 21,749	4,266	124.4%
指導監督事務費等	[87] 87	(87) 87	0	100.0%
災害復旧費	《 9,279 》 [350] 350	(356) 356	6	101.7%
耐震化等交付金	[44,700] 19,900	(63,200) 43,200	23,300	217.1%
東日本大震災	[6,370] 6,370	(8,996) 8,996	2,626	141.2%
水道施設整備費 ※災害復旧費（東日本含む）を除く	[67,468] 37,470	(92,036) 65,036	27,566	173.6%

注1）：厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総計。
注2）：百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。
注3）：平成30年度予算額欄の［　］書きは、災害復旧費と東日本大震災を除き、平成29年度補正予算額を含んだ額。
注4）：平成31年度予算（案）の（　）書きは、災害復旧費と東日本大震災を除き、平成30年度第２次補正予算（案）を含んだ額。
注5）：平成30年度の災害復旧費の予算額欄の《　》書きは、平成30年度第1次補正予算を含んだ額。

水道施設整備費　年度別推移
（平成21年度予算～平成31年度予算案）

公　共：水道施設整備費補助金・・・簡易水道やダム等の施設の整備事業に対する財政支援

非公共：生活基盤施設耐震化等交付金
・・・水道施設の耐震化や水道事業の広域化に資する施設整備事業に対する財政支援

※交付金の創設（平成26年度）以前は当初予算、補正予算ともに水道施設整備費補助金で対応

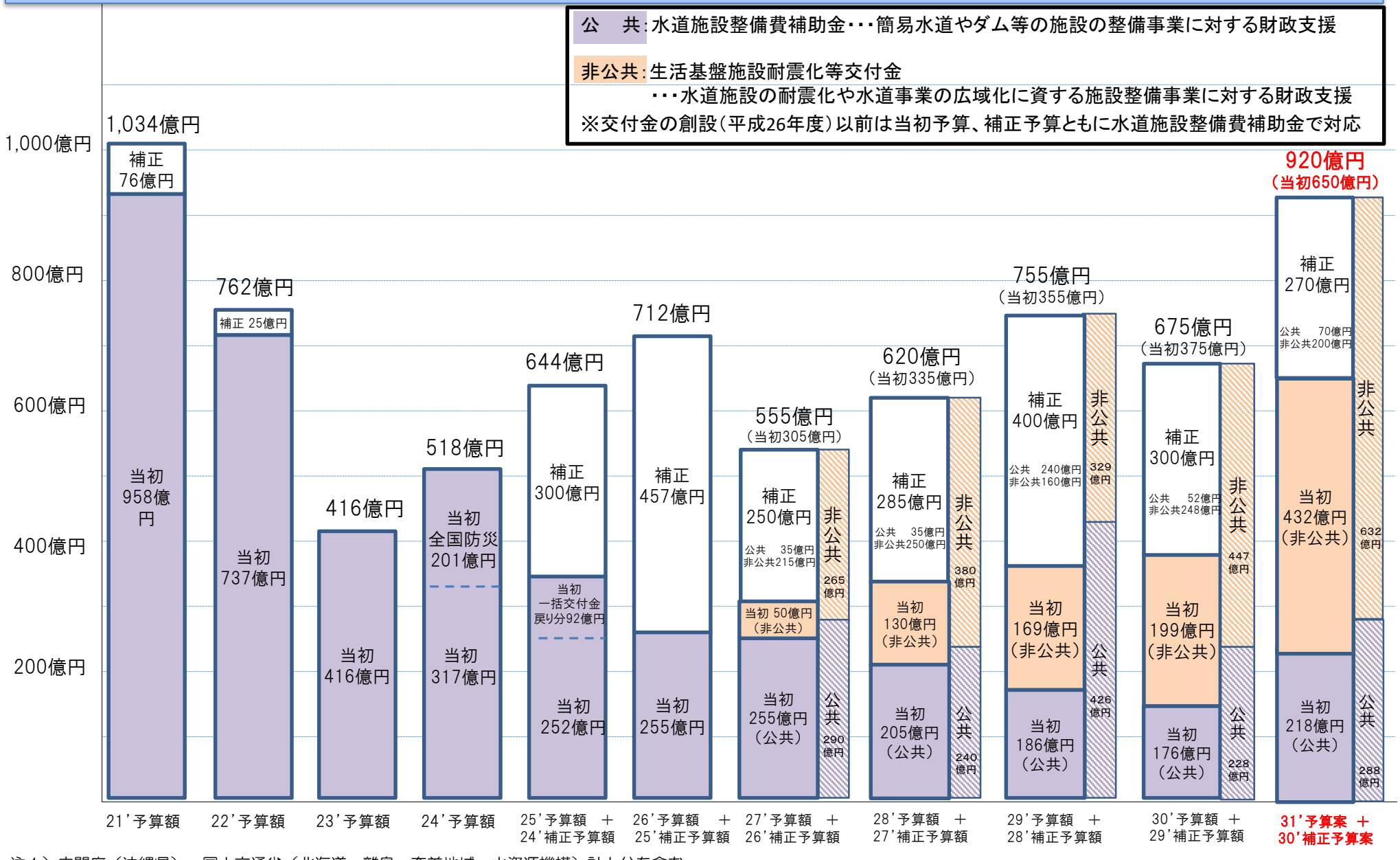

注１）内閣府（沖縄県）、国土交通省（北海道、離島・奄美地域、水資源機構）計上分を含む。
注２）平成25年度以降は、前年度補正予算額を翌年度に繰越し、翌年度当初予算と一体的に執行していることから、当該補正予算額は翌年度の執行可能額に計上。
注３）億円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

平成31年度予算（案）における交付金の主な制度改正案

平成31年度予算（案）における生活基盤施設耐震化等交付金での主な制度改正案は以下のとおり。

○水道管路緊急改善事業

改正① 交付対象管路（管種）の拡充

▸（現行）鋳鉄管、石綿管、コンクリート管等の管種が対象 ⇨ （改正案）「耐震性の低い継手を有する鋼管」を追加。

○水道事業運営基盤強化推進事業

改正① 広域化事業の交付対象事業者の拡充①

▸（現行）3以上の水道事業者の統合が対象 ⇨ （改正案）水道事業者のほか、水道用水供給事業者、特定簡水以外の簡易水道事業者の統合が対象。

改正② 広域化事業の交付対象事業者の拡充②

▸（現行）広域化事業の交付は資本単価90円以上の事業者とする。 ⇨ （改正案）小規模水道事業者（給水人口1万人以下）を含めた広域化において水道料金回収率が100%以上となる場合、小規模水道事業者は資本単価要件を免除。

改正③ 広域化事業及び運営基盤強化等事業の交付期間の見直し

▸（現行）交付期限は平成41年度まで（時限規定） ⇨ （改正案）「広域化事業開始後10年間」を交付対象期間とする。

改正④ 新たに共同施設の整備事業を交付対象事業として創設

▸（改正案）水道事業者の共同施設の整備に要する経費を交付対象とする。（都道府県が策定する水道基盤強化計画等の区域として将来的に広域化（事業統合または経営の一体化）を実施する旨が明示される場合）

水道施設の緊急点検を踏まえた災害対策

緊急対策費（30補正＋31当初） 国費　325億円
（1）～（3） 106億円（公共）、（4）～（5） 219億（非公共）

現状と課題

○ 平成30年7月豪雨災害や平成30年北海道胆振東部地震災害を踏まえ、全国の上水道事業等を対象に、重要度の高い水道施設※の災害対応状況について緊急点検を行い、停電・土砂災害・浸水災害・地震により大規模な断水が生じるおそれがあることが判明した施設に対して対策を実施する。※ 病院等の重要給水施設に至るルート上にある水道施設

○ また、耐震性の低い基幹管路について、耐震化のペースを加速させる。

対応方針

(1) 停電により大規模な断水が生じるおそれがある浄水場 ⇒ 自家発電設備の設置等の停電対策（新規）
緊急対策実施箇所数：139ヵ所

(2)土砂災害により大規模な断水が生じるおそれがある浄水場 ⇒ 土砂流入防止壁の設置等の土砂災害対策（新規）
緊急対策実施箇所数：94ヵ所

(3)浸水災害により大規模な断水が生じるおそれがある浄水場 ⇒ 防水扉の設置等の浸水災害対策（新規）
緊急対策実施箇所数：147ヵ所

(4)耐震性がなく、早急に耐震化の必要がある水道施設（浄水場、配水池等） ⇒ 耐震補強等の地震対策（継続）
耐震化率の引き上げ（浄水場3%、配水場4%引き上げ）

(5)耐震性の低い基幹管路 ⇒ 耐震適合率の目標（2022年度末までに50%）達成に向けて耐震化のペースを加速（継続）現在の1.5倍に加速

土砂流入防止壁のイメージ

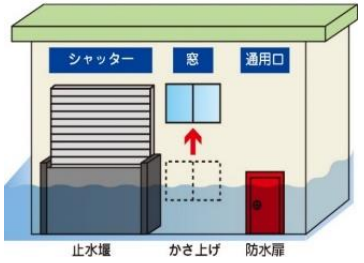

浸水災害対策のイメージ

配水池の耐震化工事
（内面からの壁・柱等の補強）

4. 違法民泊対策

違法民泊対策について

違法民泊の現状

○　平成29年度に違法民泊が疑われると都道府県等（都道府県、保健所設置市、特別区）が把握した事案は**5,255件**。

○　平成30年3月末時点の総数は**8,134件**。平成30年6月末時点の総数は**7,275件。**

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①営業許可を取得した	18件（29%）	25件（19%）	76件（5%）	176件（2%）	180件（4%）
②営業を取りやめた	36件（58%）	73件（55%）	533件（38%）	1,484件（14%）	1,279件（24%）
③指導継続中	1件（2%）	11件（8%）	374件（26%）※2	3,042件（28%）※3	801件（15%）※4
④調査中（営業者と連絡が取れないもの等）	0件（0%）	5件（4%）	376件（27%）	5,779件（53%）	2,632件（50%）
⑤その他	7件（11%）	19件（14%）	54件（4%）	368件（3%）	363件（7%）
合　　計	62件	133件※1	1,413件	10,849件	5,255件

※1平成25年度からの継続案件を含む。　※2うち許可に向けた指導を行っているもの：112件　※3うち許可に向けた指導を行っているもの：1,472件　※4うち許可に向けた指導を行っているもの：159件

（注）調査中の事案には、所在地や事業主が不明なため、自治体において確認中のものなどが含まれる（確認次第、指導等を行っている。）。

改正旅館業法の施行

○　平成30年6月15日、無許可営業者等に対する取締りを強化する改正旅館業法が施行。

①無許可営業者に対する**都道府県知事等による報告徴収及び立入検査等の権限規定創設**

②無許可営業者に対する**罰金の上限額を引上げ（3万円→100万円）**

改正旅館業法施行後の主な取組

○　改正旅館業法施行後の地方自治体の違法民泊取締り実務を円滑にするため、取締りに当たって地方自治体から多く寄せられる疑義照会への回答を、**旅館業法FAQ**として取りまとめ、地方自治体に発出（平成30年10月15日）。

○　厚生労働省のHPを以下のとおり刷新（改正旅館業法施行後随時実施）。

・宿泊者及び事業者向けに、**違法民泊の利用・運営の問題点を呼びかける啓発メッセージ**を掲載。

・地方自治体（京都市、新宿区）の**違法民泊取締りの事案を紹介**。引き続き、地方自治体の好事例を収集中。

※京都市：京都府警と協力して、無許可営業施設への旅館業停止命令を平成30年9月19日に発出。

※新宿区：区内4警察署と住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための覚書を締結。

※大阪府・大阪市：警察官OBや保健所職員が協力し、違法民泊撲滅チームを結成。

○　平成30年11月12日に**第2回違法民泊対策関係省庁連絡会議（※）を開催**し、関係省庁に対し、厚生労働省の取組を紹介するとともに、引き続き情報共有・連携強化を図る旨合意。

※違法民泊取締り対策に関する情報共有・連携強化等を進めるため、平成30年5月21日に設置し、同日第1回を開催。会議終了後、会議の結果を踏まえ、厚生労働省から都道府県等に対し、違法民泊対策について改正旅館業法の立入検査権限等を活用しつつ、警察等の関係者との連携強化を図る等により、実効性のある指導等を行うよう、協力を依頼した。

住宅宿泊事業法の施行状況と仲介サイト掲載物件の適法性確認の取組について

住宅宿泊事業法の届出状況等について（12月14日時点）

○ 住宅宿泊事業の届出の提出は12,858件、うち受理済み11,612件
○ 住宅宿泊管理業の登録の申請は1,482件、うち登録済み1,374件
○ 住宅宿泊仲介業の登録の申請は71件、うち登録済み56件

違法物件の仲介サイトからの掲載削除に向けた取組

○ 観光庁から住宅宿泊仲介業者に対し、住宅宿泊事業法の施行日（6月15日）時点の取扱い物件について報告を求め、厚生労働省、内閣府、関係自治体の協力を得て、適法と確認できなかった物件については、観光庁から仲介業者に対して掲載削除するよう指導を行った。なお、結果については以下のとおり。

（単位：件）

施設の類型＼確認結果	適法と確認できた物件	適法と確認できなかった物件	合計
住宅宿泊事業法に基づく届出住宅	3,443	1,281	4,724
旅館業法に基づく許可物件	13,388	2,830	16,218
特区民泊の認定施設	3,161	777	3,938
イベント民泊	12	46	58
合計	20,004	4,934	24,938
合計件数に占める割合	（80%）	（20%）	（100%）

○ 観光庁から仲介業者等に対し、9月30日時点の取扱い物件についても報告を求め、9月30日時点で登録済の住宅宿泊仲介業者50社と、住宅宿泊事業法に基づく届出住宅の取扱いがあった旅行業者5社から提出された41,604件の物件について、同様に適法性の確認作業中である。

○ また、通報等により違法な物件の掲載が確認された場合には、観光庁より削除要請等の指導を個別に行っている。

○ その他、住宅宿泊事業者に2ヶ月ごとの自治体への定期報告（宿泊者数や宿泊日数等）を義務付けており、民泊の実態把握を行っている。

５. ビルクリーニング業における外国人材受入れ

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第２条の３）

１　制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため，生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において，一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

２　外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

➢特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお，人材を確保することが困難な状況にあるため，外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

➢人材が不足している地域の状況に配慮

大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう，必要な措置を講じるよう努める

➢受入れ見込み数　分野別運用方針に向こう５年間の受入れ見込み数を記載

３　求められる人材に関する事項

（※）分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能（※）	熟練した技能（※）
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ，生活に支障がない程度を基本とし，業務上必要な日本語能力（※）	－
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

４　関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

➢国内における取組等　法務省，厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底

➢国外における取組等　保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため，二国間取決めなどの政府間文書の作成等，必要な方策を講じる

➢人手不足状況の変化等への対応

〇分野所管行政機関の長は，特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には，制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において，分野別運用方針の見直し，在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討

〇向こう５年間の受入れ見込み数は，大きな経済情勢の変化が生じない限り，本制度に基づく外国人受入れの上限として運用

➢治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより，行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう，制度関係機関及び分野所管行政機関は，情報の連携及び把握に努めるとともに，必要な措置を講じる

５　制度の運用に関する重要事項

➢１号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション，生活のための日本語習得の支援，外国人からの相談・苦情対応，外国人と日本人との交流の促進に係る支援

転職する際にハローワークを利用する場合には，ハローワークは希望条件，技能水準，日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施

➢雇用形態　フルタイムとした上で，原則として直接雇用。特段の事情がある場合，例外的に派遣を認めるが，分野別運用方針に明記

➢基本方針の見直し　改正法施行後２年を目途として検討を加え，必要があれば見直し

ビルクリーニング業について

外国人材受入の必要性

○ 建築物衛生法の適用対象となる特定建築物(※)が年々増加する中、ビル・建物清掃員の有効求人倍率は近年高い水準で推移し、平成29年度には2.95に達しており、人材の確保が困難な状況。

○ 人材不足によりビルクリーニング業務が適切に行われなくなれば、建築物の衛生状態が悪化し、利用者の健康がそこなわれるおそれがあることから、その防止のために、外国人の受入れが必要。（業界からも強い要望あり。）

※特定建築物：興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用に供される建築物で、延べ面積が3,000平方メートル以上（小学校、中学校等は8,000平方メートル以上）のもの

ビル・建物清掃員の有効求人倍率の推移

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1.60	1.94	2.24	2.64	2.95

特定建築物の推移

平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末
42,905	43,351	43,876	44,353	44,801	45,251

想定する具体的な業務内容・技能水準

○ 多数の者が利用する建築物の内部の清掃作業。

○ 場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、作業手順に基づき、自らの判断により、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を遂行できるといった専門性・技能が要求される（技能実習２号移行対象職種）。

ビルクリーニング業に関する生産性向上と人材確保に向けた取組について

生産性向上のための取組

○ 資機材メーカーと協力した効率的な清掃機械の開発
○ 清掃ロボットの導入講習会の実施等によるロボット化の普及促進

高齢者・女性・若年者雇用のための取組

○ （公社）全国ビルメンテナンス協会においてビルメンテナンス業高齢者雇用推進ガイドラインを策定し、業界の高齢者雇用を推進（平成17年）
⇒ビルクリーニング業においては、高齢の従業員の比率が高い（従業者のうち65歳以上の高齢者は37.2%）状況
○ 従業者のうち女性が70.9%を占めており、従前より女性を積極的に雇用
○ 技能検定資格であるビルクリーニング技能士について、技能レベルを段階毎に確認できるよう、単一等級から複数等級（1級～3級）に制度変更（平成28年）
⇒経験年数が少ない若者が、自分の技能レベルを確認しつつ意欲をもって業務に従事できるような環境を整備

賃上げに向けた取組

○ 厚生労働省においてビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインを策定（平成27年）
⇒ビルメンテナンス業者が品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するための適正な利潤を確保できるよう、国や地方公共団体等に対して、最新の労務単価等を的確に反映した積算を行うなど、適切な発注をするよう働きかけ

業界を挙げて生産性向上と人材確保の取組を行っているものの、
人手不足は年々拡大傾向

分野別運用方針について（14分野）

	分野	1　人手不足状況	2　人材基準		3　その他重要事項	
		受入れ見込数 （5年間の最大値）	技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態
厚労省	介護	60,000人	介護技能評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定テスト（仮）等 （上記に加えて） 介護日本語評価試験(仮)等	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴，食事，排せつの介助等）のほか，これに付随する支援業務（レクリエーションの実施，機能訓練の補助等） (注)訪問系サービスは対象外 〔1試験区分〕	直接
厚労省	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験 【新設】	日本語能力判定テスト（仮）等	・建築物内部の清掃 〔1試験区分〕	直接
経産省	素形材産業	21,500人	製造分野特定技能1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト（仮）等	・鋳造　・金属プレス加工　・仕上げ　・溶接 ・鍛造　・工場板金　・機械検査 ・ダイカスト　・めっき　・機械保全 ・機械加工　・アルミニウム陽極酸化処理　・塗装　〔13試験区分〕	直接
経産省	産業機械製造業	5,250人	製造分野特定技能1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト（仮）等	・鋳造　・塗装　・仕上げ　・電気機器組立て　・溶接 ・鍛造　・鉄工　・機械検査　・プリント配線板製造　・工業包装 ・ダイカスト・工場板金　・機械保全　・プラスチック成形 ・機械加工　・めっき　・電子機器組立て　・金属プレス加工〔18試験区分〕	直接
経産省	電気・電子情報関連産業	4,700人	製造分野特定技能1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト（仮）等	・機械加工　・仕上げ　・プリント配線板製造　・工業包装 ・金属プレス加工・機械保全　・プラスチック成形 ・工場板金　・電子機器組立て　・塗装 ・めっき　・電気機器組立て　・溶接　〔13試験区分〕	直接
国交省	建設	40,000人	建設分野特定技能1号評価試験（仮） 【新設】等	日本語能力判定テスト（仮）等	・型枠施工　・土工　・内装仕上げ／表装 ・左官　・屋根ふき ・コンクリート圧送　・電気通信 ・トンネル推進工　・鉄筋施工 ・建設機械施工　・鉄筋継手 〔11試験区分〕	直接
国交省	造船・舶用工業	13,000人	造船・舶用工業分野特定技能1号試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定テスト（仮）等	・溶接　・仕上げ ・塗装　・機械加工 ・鉄工　・電気機器組立て 〔6試験区分〕	直接
国交省	自動車整備	7,000人	自動車整備特定技能評価試験（仮） 【新設】等	日本語能力判定テスト（仮）等	・自動車の日常点検整備，定期点検整備，分解整備 〔1試験区分〕	直接
国交省	航空	2,200人	航空分野技能評価試験（空港グランドハンドリング又は航空機整備）（仮） 【新設】	日本語能力判定テスト（仮）等	・空港グランドハンドリング（地上走行支援業務，手荷物・貨物取扱業務等） ・航空機整備（機体，装備品等の整備業務等） 〔2試験区分〕	直接
国交省	宿泊	22,000人	宿泊業技能測定試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト（仮）等	・フロント，企画・広報，接客，レストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1試験区分〕	直接
農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験（耕種農業全般又は畜産農業全般）（仮） 【新設】	日本語能力判定テスト（仮）等	・耕種農業全般（栽培管理，農産物の集出荷・選別等） ・畜産農業全般（飼養管理，畜産物の集出荷・選別等） 〔2試験区分〕	直接 派遣
農水省	漁業	9,000人	漁業技能測定試験（漁業又は養殖業）(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト（仮）等	・漁業（漁具の製作・補修，水産動植物の探索，漁具・漁労機械の操作，水産動植物の採捕，漁獲物の処理・保蔵，安全衛生の確保等） ・養殖業（養殖資材の製作・補修・管理，養殖水産動植物の育成管理・収獲（穫）・処理，安全衛生の確保等） 〔2試験区分〕	直接 派遣
農水省	飲食料品製造	34,000人	飲食料品製造業技能測定試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト（仮）等	・飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く）の製造・加工，安全衛生） 〔1試験区分〕	直接
農水省	外食業	53,000人	外食業技能測定試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト（仮）等	・外食業全般（飲食物調理，接客，店舗管理） 〔1試験区分〕	直接

（注1）2018年12月21日現在における各分野の特定技能1号の検討状況について記載したもの
（注2）2019年4月1日から制度の運用を開始予定

	分野	３　その他重要事項 受入れ機関に対して特に課す条件
厚労省	介護	・厚労省が組織する協議会に参加し，必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定
	ビルクリーニング	・厚労省が組織する協議会に参加し，必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること
経産省	素形材産業	・経産省が組織する協議会に参加し，必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと
	産業機械製造業	・経産省が組織する協議会に参加し，必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと
	電気・電子情報関連産業	・経産省が組織する協議会に参加し，必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと
国交省	建設	・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること ・国交省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと ・建設業法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い，技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について，母国語で書面を交付して説明すること ・受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について，国交省の認定を受けること ・国交省等により，認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること　等
	造船・舶用工業	・国交省が組織する協議会に参加し，必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては，上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
	自動車整備	・国交省が組織する協議会に参加し，必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては，上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること
	航空	・国交省が組織する協議会に参加し，必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては，上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること
	宿泊	・国交省が組織する協議会に参加し，必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては，上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと
農水省	農業	・農水省が組織する協議会に参加し，必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては，協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
	漁業	・農水省が組織する協議会に参加し，必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては，分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること
	飲食料品製造	・農水省が組織する協議会に参加し，必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと
	外食業	・農水省が組織する協議会に参加し，必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の事業所に該当しないこと

（注1）2018年12月21日現在における各分野の特定技能1号の検討状況について記載したもの
（注2）2019年4月1日から制度の運用を開始予定

６．生活衛生関係営業における生産性向上推進事業

生活衛生関係営業における生産性向上推進事業

平成31年度予算（案）　124,360千円（3,402千円）
※ 平成30年度補正予算　72,507千円

1．目　的

○ 政府においては、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月８日閣議決定）に基づき、2020年までを「生産性革命・集中投資期間」とすることで、中小企業・小規模事業者に対して集中的支援を行うこととされており、本事業により生活衛生関係営業における生産性向上を強力に推進していく。

○ 平成30年度に作成される、生活衛生関係営業の生産性向上を図るためのガイドライン・マニュアルを用いて、民間コンサルタントと都道府県生活衛生営業指導センター等が連携して個別相談等を実施することにより、ガイドライン・マニュアルの定着を図るとともに、同センターの経営指導員等の経営コンサルティング能力の向上を図る。

2．事業概要

① ガイドライン・マニュアルを用いた個別相談を、全国規模で実施

・47都道府県で実施し、ガイドライン・マニュアルの効果的な活用を一層、促進することにより生産性向上を強力に推進

・個別相談による生活衛生関係営業者への指導を通じ、経営指導員等の経営コンサルティング能力の向上を図る

② 個別相談会で集積した課題について、営業者モデル事業を通じて、調査・検証を実施

・経営効率化に向けたコンサルティングの集中的実施と効果の調査・検証

③ 調査・検証結果をもとに、ガイドライン・マニュアルを更新

・生活衛生関係営業における生産性向上サイクルの機能化

・IT補助金（中企庁）、生衛補助金、日本政策金融公庫の融資制度等の活用支援

・Web等を用い、ガイドライン・マニュアルや、IT補助金（中企庁）・生衛補助金などの生産性向上の取り組みに関する公的支援制度を広く周知

・ICT機器の操作について抵抗感を持つ生衛業者も多いことから、アドバイスを受けながら端末に触れ、積極的にICT機器を活用した生産性向上について取り組めるよう強力に支援（生衛補助金（全国指導センター事業））

④ 優良事例について、全国規模の成果発表会の開催

・生活衛生関係営業者の生産性向上への取組意欲の向上及び生活衛生関係営業全体の振興促進を図る

3．実施スキーム

別紙２

医薬・生活衛生局（生活衛生・食品安全） 施策照会先一覧 （厚生労働省代表電話 03－5253－1111）

施策事項（資料ページ）	所管課室	担当係	担当者	内線
改正食品衛生法の施行に向けた検討状況	食品基準審査課 食品監視安全課	総務係 総務係	高橋　幹明 石井　慎太郎	2485 2475
改正水道法について	水道課	技術係	市川　琢己	4014
水道事業関係予算について	水道課	簡易水道係	林　幸寛	4027
違法民泊対策	生活衛生課	企画法令係	楊井千晶 大塚彩乃	2429 2915
ビルクリーニング業における外国人材受入れ	生活衛生課		米倉隆弘 楊井千晶	2432 2429
生活衛生関係営業における生産性向上推進事業に	生活衛生課	指導係 管理係	小川 真樹 中島 啓直	2437 2434